

2. ピックアップニュース



下請課

- (1) 弁護士会への下請法説明会の開催
- (2) 下請法の基礎講習会（オンライン開催）
- (3) 「下請法 知っておきたい豆情報」の更新
- (4) 東海税理士会へのフリーダイヤルの周知依頼
- (5) 公正取引委員会よろず相談室の開催

取引課

- (1) 消費生活講座：しんきんコラボ産学官 M i e への講師派遣
- (2) 景品表示法に基づく調査及び指導
原産国告示(法第5条第3号)、過大な景品の提供(法第4条)
- (3) 令和4年度消費者セミナーについて

経済取引指導官

- (1) 農業分野における独占禁止法説明会等の実施
- (2) 経営指導員研修会への講師派遣
- (3) 令和3年度の入札談合等関与行為防止法研修会等の状況
- (4) 中部事務所の企業結合審査
- (5) 令和4年度の講師派遣
入札談合等関与行為防止法研修会、独占禁止法研修会

総務課

- (1) 令和3年度における説明会等の実施状況
学生向け、事業者・事業者団体・経済団体向け、国・地方公共団体向け、消費者向け、弁護士会・税理士会向け
- (2) 地方有識者との懇談会の開催
- (3) 中部事務所ホームページの改善
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応
- (5) 相談件数の動向（1月～3月）
- (6) 令和4年度の御案内
独占禁止法教室、経営指導員研修会



■ 下請課

(1) 弁護士会への下請法説明会の開催

中部事務所は、取引上のトラブルを抱えている中小・下請事業者を支援するため、管内の弁護士会との連携の強化に努めています。

その一環として、弁護士会の会員向けに、下請法の説明会・事例勉強会を開催しています。

最近では、2月2日に富山県弁護士会に、2月25日に愛知県弁護士会に、3月3日に三重弁護士会に対し、それぞれ下請法の説明会・事例勉強会を開催しました。

参加した弁護士からは、親事業者がインターネットを用いて発注する場合の注意点についての質問や、紹介した違反事例について「もし、こういう事実関係であったならば、結論が変わっていたのか」という質問など、活発な質疑が行われました。

(2) 下請法の基礎講習会（オンライン開催）

公正取引委員会は、下請法等の基礎知識の習得を希望する方であれば親事業者・下請事業者いずれの立場の方でも参加可能な「下請法基礎講習会」を開催しています。

令和3年度、中部事務所は、この講習会を4回開催し（第1回：8月、第2回：10月、第3回：12月、第4回：令和4年2月）、合計で約1,030名の方に参加いただきました（対面開催を7回行った令和元年度の参加者と比較すると約3.6倍）。

参加者からいただいたアンケートには、「説明の途中で行われる『理解度チェック』により、説明内容の振り返りができてよかった。」「具体例の紹介が

多くてよかった。」、「オンライン開催なので、説明の際は、普段よりも語尾を明確にお願いしたい。」等のコメントをいただきました。

令和4年度の基礎講習会においては、これらの点について、より発展・改善を図っていきたいと考えています。

(3) 「下請法 知っておきたい豆情報」の更新

中部事務所では、「下請法 知っておきたい豆情報」をＨＰに掲載し、毎月1回のペースで更新しています。

令和4年2月には、1月26日に公表した下請法の運用基準の改正についての豆情報を掲載しました。この改正は、下請法の「買いたたき」について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が「買いたたき」（下請法第4条第1項第5号）に該当するおそれがあることを明確化したものです。

【運用基準の改正に関する豆情報】

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/no0011.html

また、同じく1月26日、公正取引委員会は、下請事業者が匿名で、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。

公正取引委員会は、「違反行為情報提供フォーム」を通じて下請事業者から提供された情報を積極的に活用し、下請法上の定期調査における対象業種の選定、調査票の送付先の選定などを実施していきます。

【違反行為情報提供フォーム】

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

(4) 東海税理士会へのフリーダイヤルの周知依頼

公正取引委員会は、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の取組の一つとして、最低賃金の引上げ等に伴い、取引先から不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者等からの相談を受け付ける相談窓口（フリーダイヤル 0120-060-110（不当な取引 ゼロゼロ 110 番））を設置しています。

中部事務所は、この相談窓口を周知するため、中小・下請事業者に身近な存在である税理士に協力をお願いし、フリーダイヤルの電話番号や下請法違反の有無を簡易に確認するチェックシートを印刷したチラシを配布することとしました。

このたび、東海税理士会の御協力をいただき、同会の 31 の支部（約 4,300 名の税理士）に対しチラシを配布し、取引上の問題で困っている中小・下請業者にフリーダイヤルについての周知をお願いしました。

(5) 公正取引委員会よろず相談室の開催

中部事務所は、事務所の所在地（名古屋市）から遠方の石川県・富山県において、「公正取引委員会よろず相談室」を開催し、北陸地区の事業者の取引上の悩み・トラブルについて相談対応しています。

「公正取引委員会よろず相談室」では、冒頭、下請法の説明を 1 時間程度行い、その後、参加者から個別に御相談をお受けしています（下請法の説明のみへの参加も可能です）。

最近では、3月8日（石川県）・9日（富山県）に開催し、合計 5 社に御参加いただきました。個別相談に参加いただいた方からは「法律を知った上で取引先と交渉するのか、知らずに交渉するのかは全然違う」等の感想をいただいています。

令和４年度も「公正取引委員会よろず相談室」を開催する予定ですので、関心のある方は、中部事務所ＨＰを御覧ください。

【公正取引委員会よろず相談室のＵＲＬ】

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/yorozu_index.html



■ 取引課

(1) 消費生活講座：しんきんコラボ産学官M i eへの講師派遣

実際に事業を営み、表示や景品の提供を行う事業者等に対して、独占禁止法及び景品表示法の概要、最近の違反事例を紹介しました。特に、事業者として、不当表示や過大な景品の提供を行わないようにするための留意点を説明しました。参加者からは、独占禁止法や景品表示法について理解が深まったといった感想をいただきました。

令和3年度において、消費生活講座は、主に、法学部や経済学部といった法律系、経済系の学部だけでなく、家政学部や生活環境学部といった様々な学部にて実施させていただきました。説明に当たっては、これらの学部やその就職先と考えられる業種に応じて、紹介する規定や違反事例等をカスタマイズすることで、参加学生に独占禁止法及び景品表示法により興味・関心をもってもらえることができました。

令和4年度も、法律や経済を専攻とする学部はもちろん、その他の学部においても積極的に講座を実施し、将来の社会経済の担い手となる学生に独占禁止法及び景品表示法について普及・啓発していきたいと考えております。

(2) 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う（法第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。

中部事務所が調査を行い、令和4年1月～3月の期間中に指導が行われた

案件は以下の2件です。

ア （原産国告示（法第5条第3号））

A社は、防犯カメラ（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイト等において、日本製等と表示することにより、あたかも本件商品の原産国が日本であるかのように表示していた。このため、この表示は、本件商品の原産国が〇〇国であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるものであった。

※関連違反事例

食品、生活用品等の原産国表示に対する措置命令（令和3年9月3日）

URL : <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025535/>

イ （過大な景品の提供（法第4条））

B社は、コンタクトレンズの販売に関して、定期購入契約をした者に対して、もれなく眼鏡を提供することを企画（以下「本件企画」という。）し、これを実施した。

これは、本件企画により提供することができる景品類の限度額●●円を超えるものであった（総付景品）。

※景品規制について

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/premium_regulation/

(3) 令和4年度消費者セミナーについて

中部事務所では、毎年、県・市区町村が主催する消費者向け講座等に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等について説明するセミナーを実施しています。クイズや実際の違反事例の紹介を交えて分かりやすく説明いたします。ぜひお申し込みください。

申込み先等については公正取引委員会中部事務所のホームページで御案内
しています。

URL: https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html



■ 経済取引指導官

(1) 農業分野における独占禁止法説明会等の実施

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」が挙げられました。当該取組の中で、農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して農協系統組織の役職員に研修等を行い、独占禁止法違反行為等を根絶するための集中的な措置を講ずることとされました。

この閣議決定に基づき、公正取引委員会と農林水産省は共同で、農業分野における独占禁止法等についてのオンライン説明会を全国8ブロックで開催しています。中部事務所管轄の北陸ブロックの説明会は令和4年3月11日に開催され、農協等の役職員206名に御参加いただきました。

説明会においては、まず、農林水産省の職員から農協等向けの総合的な監督指針等の説明を行いました。その後、中部事務所の職員から、当委員会が公表した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の内容を中心に説明を行いました。説明に当たっては、受講者に違反行為のイメージが湧きやすいように、行為主体ごとに想定される具体的な違反事例を挙げて説明を行いました。また、過去に実際に公正取引委員会が法的措置等を行った事例について、ポンチ絵を用いて紹介を行いました。

なお、公正取引委員会では、規制改革実施計画に基づき、上記の説明会のほか、水産庁と共同で全国の漁協等に対しても独占禁止法のオンライン説明会を実施しています。

(2) 経営指導員研修会への講師派遣

公正取引委員会では、経営指導員の方々に独占禁止法及び下請法の理解を

深めていただくため、全国の商工会又は商工会議所が実施する経営指導員研修会に講師を派遣しています。

中部事務所では、富山商工会議所が主催して令和4年2月14日に開催された経営指導員研修会に講師を派遣しました。今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中部事務所として、初めて経営指導員研修会にオンラインで講師派遣を行いました。主催者に事前打合せのための時間を十分につくっていただき、接続トラブルなどもなく研修会を実施できました。

研修会では、主催者の要望により、独占禁止法及び下請法の2つの法律の基礎的な内容についてお話しました。講師は、視覚に訴えるような資料を作成して実際の違反事例を基に法律の説明を行うなど、受講者が法律の内容を理解しやすいように工夫しました。

受講者からは、「普段勉強しない法律なので面白かった」、「講師がオンライン研修に慣れており満足度が高かった」などの意見をいただき、独占禁止法及び下請法の基礎についておおむね御理解いただけたと思います。

(3) 令和3年度の入札談合等関与行為防止法研修会等の状況

公正取引委員会では、地方公共団体等（発注機関）からの依頼を受けて、入札談合等関与行為防止法研修会に職員を講師として派遣しています。

中部事務所では、令和3年度には、33の発注機関でそれぞれ45分から90分程度のお時間をいただき御説明をしました。下表のとおり、令和3年度は前年度に比べて、講師派遣を行った発注機関数等が大幅に増えました。

	令和3年度	令和2年度
講師派遣機関数 (オンラインによる講師派遣)	33 (32)	20 (17)
受講者数 (オンラインによる受講者)	2,249 (2,230)	831 (643)

その要因の一つとしては、コロナ禍において、発注機関にオンライン研修の有効性について御理解をいただけたことが挙げられると思います。中部事務所は、新型コロナウイルス感染症防止対策として令和2年度からオンラインによる講師派遣を積極的に推進しており、オンライン研修について多く経験しています。このため、令和3年度は、発注機関から講師派遣の問い合わせがあった場合には、令和2年度の実績を基に、オンライン研修のメリットやデメリットを伝えるとともに、受講者から「対面研修とオンライン研修で理解度に差はなかった」という声を多く聞いていることなどを伝えて、可能な限りオンラインにより研修会を実施していただくようお願いしました。今後も、発注機関が研修会を実施しやすいように、オンラインによる研修会の開催を推奨していきたいと思います。

一方で、新たな問題意識を持っています。当委員会では上記のように発注機関から依頼を受けて研修会へ講師を派遣するほか、当委員会が主催して入札談合等関与行為防止法説明会を開催しています。後者の主催説明会については、令和3年度は、愛知県と岐阜県に所在する発注機関を対象として開催しました。そこで、愛知県と岐阜県について、中部事務所は、講師派遣と主催説明会という二つの手段により、どの程度の市町村に対してこの法律について説明することができたのかを確認してみたところ、下表のとおりとなりました。

	市町村総数	参加市町村数（※）	市町村参加率
愛知県	54	30	56%
岐阜県	42	19	45%

※参加市町村数は、主催説明会に参加した市町村及び講師派遣を実施した市町村の合計数（両方が該当する場合には1としてカウント）

令和3年度の2県の市町村参加率を見ると、約50%でした。この結果を踏

まれば、入札談合等関与行為防止法についての周知を面的に広げていく余地は少なからずあるのではないかと考えています。

(4) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会のホームページで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和3年10月～12月の期間中に9条通知を行った案件について令和4年1月に公表を行いました。その中で中部事務所が審査を行った案件は下表の1件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	9条通知日
R3.9.24	(株)バローホールディングス及び(株)ヤマタ	グループ会社の資産管理、コンサルティング及び業務委託事業	株式取得	50%超	R3.10.13

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>

(5) 令和4年度の講師派遣

令和4年度も以下の研修会への講師派遣を行っております。御要望がありましたら次の申込先まで御連絡ください。

申込先：中部事務所経済取引指導官

メールアドレス chubu_keizai02329@jftc.go.jp

ア 入札談合等関与行為防止法研修会

法律制定の経緯や具体的な禁止事項などについて説明します。受講者が法律の内容を理解しやすいよう、ポンチ絵を用いて実際の摘発事例に基づく説明をしたり、○×クイズを用いた説明を行います。異動により調達・契約等の担当になられた職員の方にとって役立つ内容です。

イ 独占禁止法研修会

導入として法律の基礎的な内容を説明した後、過去の違反事例に基づき独占禁止法の考え方について説明します。主催者の希望によって、当委員会が実際に寄せられた相談を基に作成し、毎年公表している相談事例集についての説明を実施することも可能です。企業において、法務等の担当になられた職員の方にとって役立つ内容です。

■ 総務課



(1) 令和3年度における説明会等の実施状況

令和3年度は、中部事務所から、独占禁止法や下請法についての説明会等の開催や講師派遣を通じて、以下のとおり8,258名の方にお話をさせていただきました。その内訳は、学生が2,346名、事業者等が2,335名、国や地方公共団体等の職員が2,541名、消費者が63名、弁護士・税理士が973名です。

引き続き、積極的に説明会等を開催又は、講師を派遣することにより、独占禁止法や下請法等の普及啓発に努めてまいります。

ア 学生向け

内容	開催回数（回） （Web開催の回数）	出席者数（名）
独占禁止法教室（大学・高校）	28(26)	1,795
消費生活講座（大学）	11(4)	540
中部事務所への訪問学習	1(0)	11
合計	41(31)	2,346

イ 事業者・事業者団体・経済団体向け

内容	開催回数（回） （Web開催の回数）	出席者数（名）
下請法基礎講習会	4(4)	1,033
下請取引適正化推進講習会	3(3)	283
公正取引委員会よろず相談室 （石川県・富山県）	5(5)	21
独占禁止法研修会	3(2)	163

下請法に係る講師派遣	7(3)	330
経営指導員研修	1(1)	31
農協等役職員向け農協ガイドライン説明会	4(4)	408
消費生活講座	1(1)	66
合計	28(23)	2,335

ウ 国・地方公共団体向け

内容	開催回数（回） （Web 開催の回数）	出席者数（名）
官製談合防止法説明会	35(34)	2,541
合計	35(34)	2,541

エ 消費者向け

内容	開催回数（回） （Web 開催の回数）	出席者数（名）
消費者セミナー	5(4)	63
合計	5(4)	63

オ 弁護士会・税理士会向け

内容	開催回数（回） （Web 開催の回数）	出席者数（名）
独占禁止法説明会	4(4)	148
下請法説明会	7(6)	825
合計	11(10)	973

(2) 地方有識者との懇談会の開催

中部事務所においては、下表のとおり、オンラインにより地方有識者との懇談会を実施しました。

月日	団体名
2月10日	石川県中小企業家同友会
2月15日	三重県中小企業団体中央会
3月2日	岐阜県中小企業家同友会
3月15日	静岡県中小企業家同友会
3月15日	富山県中小企業家同友会
3月17日	三重県中小企業家同友会

これら懇談会では、中部事務所長又は総務管理官が、政府横断的な取組として実施している「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく公正取引委員会の取組に関して、労務費、原材料価格、原油価格等のエネルギーコストの上昇を踏まえた「買いたたき」等への対応（しわ寄せ相談フリーダイヤルの設置、下請法の解釈の明確化、違反行為情報提供フォームの設置）などについて説明した上で、出席者の皆様との意見交換を行いました。

今後もこういった懇談会を実施し、管内における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てていきます。

(3) 中部事務所ホームページの改善

公正取引委員会は、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員を委嘱し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見や要望を聴取し、こ

れらを適宜業務に反映するなどしています。この意見聴取において、中部事務所のホームページについて、「相談をしたい場合の入口が分かりづらい。」、「相談事例を掲載するとよい。」との意見が寄せられたため、これらの御意見を踏まえて、利用者にとって分かりやすいものとなるよう「相談、申告・情報提供、届出（独禁法、下請法、景表法等）」の案内ページを改善しました。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/soudan.html

中部事務所のトップページです。左側の上から4番目のボックスが、相談、申告・情報提供、届出の共通窓口となります。クリックしてください。

中部事務所

[【採用情報】国家行政官庁ツアーに参加します!](#)
[【ホットニュース】「困っていませんか;原材料費等が上昇しているのに,親事業者はとりあってくれない。」についてを掲載しました。](#)
[【下請いじめにあったと思ったら】下請法相談フリーダイヤル 0120-060-110を御利用ください。\(PDF:2.612KB\)](#)
[【下請法 知っておきたい豆情報】毎月1回配信しています。](#)
[【来庁の方へ】公正取引委員会中部事務所への相談について](#)

報道発表資料, トピックス	中部事務所との懇談会について
独禁法, 下請法について知りたい (物流特殊指定, クイズ「下請法道場」, 各種パンフ)	独禁法, 下請法の講習会・講師派遣 (富山県, 石川県の事業者向け) よろず相談室
これまでの独禁法, 下請法 違反事件について知りたい	学生向け「独禁法教室」 ～出前授業～
相談, 申告・情報提供, 届出 (独禁法, 下請法, 景表法等)	暮らしと独禁法 「消費者セミナー・消費生活講座」
「公取中部だより」はこちらから	公取委, 中部事務所について 知りたい・働きたい

次の画面が出てきます。御用向きに応じて、1から3までの中から選んでください。

相談、申告・情報提供、届出の窓口(中部事務所)

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**相談、申告・情報提供、届出**は、原則電話で対応しております。**御用件**の内容に応じて、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。**ただし、申告・情報提供**については、メールでも受け付けております。

どこに連絡したらいいか不明の場合は、**総務課(052-961-9421)**までいったん御連絡いただくようお願いいたします。

- ▶ [1 相談](#)
- ▶ [2 申告・情報提供](#)
- ▶ [3 届出](#)

例えば、1（相談）をクリックすると、この画面が出てきます。フリーダイヤルも御紹介しています。

1 相談

独占禁止法、下請法及び景品表示法に関する相談を承っています（下請法の相談については**フリーダイヤル**も利用できます）。

【相談の窓口】

内容	担当課	電話	FAX
独占禁止法 (1)事業者又は事業者団体が自ら行おうとする活動についての個別具体的な相談 (2)優越的地位の濫用・物流特殊指定についての相談 (3)その他一般的な相談（窓口が不明な場合を含む）	経済取引指導官 取引課 総務課	052-961-9422 052-961-9423 052-961-9421	052-971-5003 052-971-5003 052-971-5003
下請法 (相談フリーダイヤル)	下請課	052-961-9424 平泊な 下請取引 セロゼロ-110 0120-060-110	052-971-5003
景品表示法	取引課	052-961-9423	052-971-5003
消費税転嫁対策特別措置法	消費税転嫁対策調査室	052-961-9493	052-971-5003

(相談例)

- ・ 業界団体で商品の共同発送(共同開発)をしたい。取引先に対し、販売先や販売方法を制限したい。(独占禁止法)
- ・ 取引先に対し、従業員の派遣や協賛金の拠出を要請したい。荷主として物流事業者に運送を委託する場合の禁止行為を知りたい。(独占禁止法〔優越的地位の濫用・物流特殊指定〕)
- ・ 親事業者に価格の引上げを求めたが、一方的に据え置かれた。(下請法)
- ・ 下請事業者に発注する時点では製品の仕様が完全に決まっていない。注文書の記載ルールを知りたい。(下請法)
- ・ 新たな取引相手(会社)について、自社にとって下請法上の親事業者に該当するか否かを確認したい。(下請法)
- ・ 商品の購入者に対して提供できる景品の上限額を知りたい。(景品表示法)
- ・ 「当店通常価格と比べて、今だけ3割引き ○○円」と表示して販売しているのをよく見かける。価格表示の規制について教えてほしい。(景品表示法)

また、2（申告・情報提供）を選んだ場合は、次の画面です。インターネットによる申告や情報提供を利用していただくこともできます。

2 申告・情報提供

独占禁止法及び下請法に違反する事実があると思うとき、だれでもその事実を報告し適切な措置を採るように求めること（申告）ができます。

また、消費者庁が所管する景品表示法に違反すると思われる事実に関する情報提供を行うことができます。

例えば・・・

- ・ 小売する際の最低限度額をメーカーから指示された。（独占禁止法）
- ・ 当社に落ち度がないのに下請代金を一方的に値引きされてしまった。（下請法）
- ・ チラシに先着10名様限りと記載されていた商品を購入するために朝一に店舗に行ったが販売していなかった。（景品表示法）

【インターネットによる申告】

以下からインターネットによる申告をおこなうことができます。

[独占禁止法](#)、[下請法](#)

【インターネットによる情報提供】

- ・ 下請法に関しては、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム（違反行為情報提供フォーム）が新たに設けられました。匿名で情報提供を行うものです。
※このフォームは違反行為を申告するものではありませんので、具体的な違反行為の事実を報告し、個別事件調査を求め、より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は、このフォームではなく上記の「インターネットによる申告」から申告してください。

違反行為情報提供フォーム（[下請法親事業者に関する情報提供フォーム](#)）

【申告・情報提供の窓口】

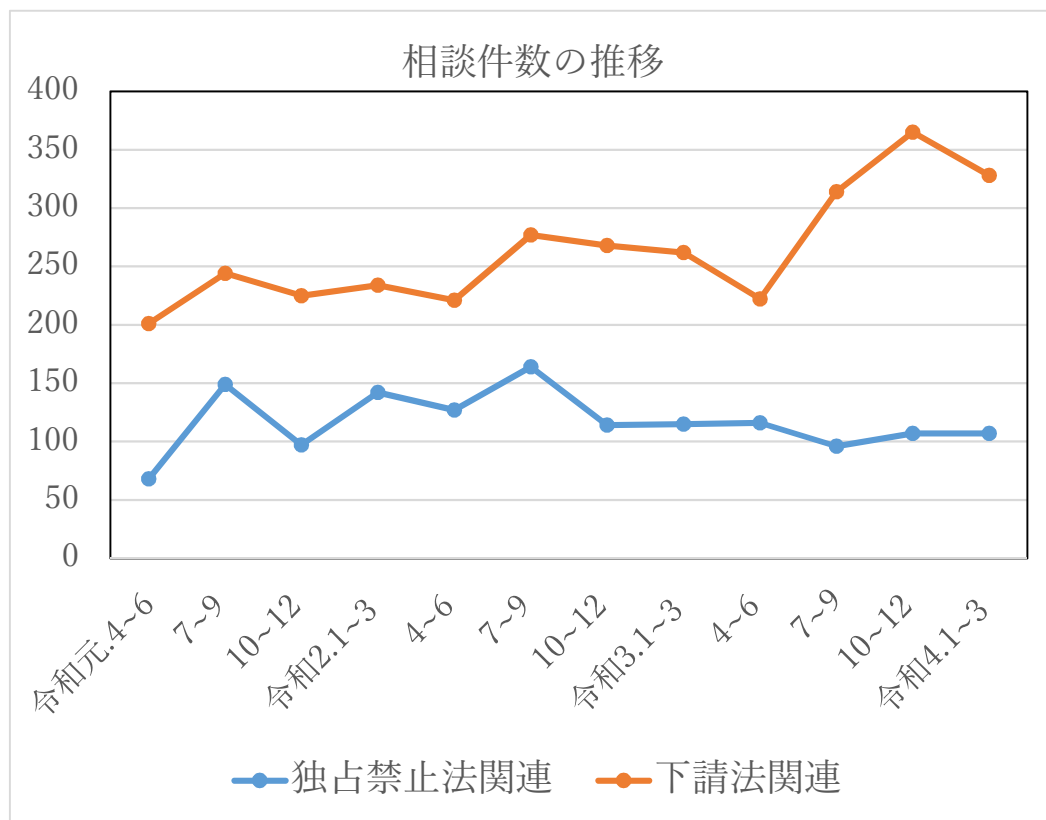
内容	担当課	電話	FAX
独占禁止法	第一審査課	052-961-9425	052-971-5003
下請法	下請課	052-961-9424	052-971-5003
景品表示法	取引課	052-961-9423	052-971-5003
消費税転嫁対策特別措置法	消費税転嫁対策調査室	052-961-9423	052-971-5003

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

中部事務所では、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の拡大を踏まえ、1月中旬から、テレワークと組み合わせた「2班体制でのローテーション勤務」とし、併せて、予め、万一の際には、以前その課で勤務したことのある職員がその課を支援することとしました。さらに、勤務日として割当てのない日においてやむを得ず出勤せざるを得ない職員は会議室等において勤務するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいます。今後も、テレワークを活用するなどして感染拡大防止のための取組を継続しつつ、事務所機能の維持を図ってまいります。

(5) 相談件数の動向（1月～3月）

中部事務所に寄せられた「令和3年度第4四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が107件（前年同期115件）、下請法関連が328件（同262件）となっています。年度同期に比べて、独占禁止法関連では微減、下請法関連では25%増となり、原材料価格の上昇等のなか、多くの下請法関連の相談が寄せられました。



(6) 令和4年度の御案内

ア 独占禁止法教室

公正取引委員会では、大学・高校・中学校に職員を講師として派遣し、独占禁止法や公正取引委員会の役割を説明する「独占禁止法教室」を開催しており、令和4年度においても積極的に取り組んでいきます。

「独占禁止法教室」の開催に御関心のある教職員、学校関係者の方は、中

部事務所総務課（０５２－９６１－９４２１）までお気軽にお問い合わせください。

イ 経営指導員研修会

p 10（２）のとおり、経営指導員研修会へ講師派遣を実施しています。研修会では、主に独占禁止法及び下請法の基礎的な内容についてお話します。独占禁止法等について学ぶのが初めての方にも理解していただけるように、視覚に訴えるような資料を使用して分かりやすく説明を行います。講師派遣を御希望の場合は、中部事務所総務課（０５２－９６１－９４２１）までお問い合わせください。